



# 既存住宅販売事業者 登録のしおり



保険のご利用には、既存住宅販売事業者登録が必要です。  
以下の事項を確認のうえ、事業者登録をお申込みください。

- ・ JIOおよび一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、既存住宅を販売する宅建業者様(以下、「事業者」といいます)の保険の証券発行実績や事業者詳細情報(社名、宅地建物取引業者免許番号、連絡先等)を公開することに同意いただく必要があります。
- ・ 保険に関する重要な事項について宅建業者用および仲介事業者用の重要事項説明書を必ずお読みいただき、ご理解のうえ、既存住宅販売事業者の事業者登録をお申し込みください。
- ・ 物件ごとの保険申込にあたり、保険に関する重要な事項について、事業者から既存住宅を購入されるお客様(以下、「買主」といいます)に説明し、買主が署名または記名・押印した「契約内容確認シート」を事業者よりJIOに提出してください。
- ・ 事業者登録および保険の引受けにあたりJIOが知り得た事業者または買主の個人情報や対象住宅の物件情報は、JIOホームページ(<http://www.jio-kensa.co.jp>)で公開しているプライバシーポリシーに従い取り扱います。

本書面は登録申込に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
詳細やご不明な点については、JIO支店または保険取次店までお問い合わせください。  
※ JIOの他の保険のご利用には、別途 届出・登録が必要です。

売買形態	加入できる保険商品
売主になる場合	JIO既存住宅かし保険(宅建業者用) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険(宅建業者用)
	JIO中古マンション戸単位売買かし保険(宅建業者用) 既存共同住宅戸単位売買瑕疵担保責任保険(宅建業者用)
仲介する場合 (買主に対して保証責任を履行)	JIO既存住宅かし保証保険(個人間用・仲介事業者コース) 既存住宅瑕疵保証責任保険(個人間用・仲介事業者コース)
	JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険(個人間用・仲介事業者コース) 既存共同住宅戸単位売買瑕疵担保責任保険(個人間用・仲介事業者コース)

事業者登録をしただけでは、『保険加入』にはなりません。

## 保険契約の手続き

●物件ごとに保険契約の手続きが必要です。

### ① 保険契約申込み

- ・ 対象住宅であることが確認できる資料等、必要書類を揃えてお申込みください。
- ・ 保険契約のお申込み後、すみやかに保険契約申込書(原本)をJIO宛に郵送してください。

### ② 現場検査

- ・ 検査は原則1回ですが、検査基準に適合しない場合は再検査が必要となります。
- ・ 改修工事の有無や工事内容により検査タイミング変わります。

### ③ 保険証券発行申請

- ・ 保険証券は、自動的には発行されません。
- ・ 引渡日が決まりましたら、保険証券発行の申請をしてください。

# 既存住宅販売事業者 登録申込について

以下の事項を確認のうえ事業者登録をお申し込みください。

## 1. 登録申込時必要書類

### ■ 必須

- ① 事業者届出・登録申込書  
(ゆうちょ銀行をご利用の場合は、「自動払込利用申込書」もあわせて記入してください)
- ② 宅地建物取引業免許を証する書類(写し)

### ■ 任意

建設業者は、建設業許可を証する書類(写し)

## 2. 登録の有効期間

### ■ 有効期間：1年間

(登録の受理日から1年後の月の末日まで)

### ■ 更新時の手続き

- ① 更新前にJIOからご案内します。
- ② 有効期間終了の1ヶ月前までに、JIO所定の書面にて更新のお申し込みが必要です。

## 3. 登録料・更新料

### ■ 事業者登録料：15,000円(税抜き)

『JIOわが家の保険』の届出事業者は10,000円(税抜き)  
(既存住宅販売事業者の登録と『JIOわが家の保険』の届出を同時に申し込む場合もこの割引料金を適用します)

### ■ 更新料：10,000円/年(税抜き)

## 4. 払込方法

JIOの登録料および更新料、商品やサービスをご利用いただいた料金は、ご登録いただいた金融機関の預金口座より、申込月の月末で締めて、翌月の27日に口座振替となります。なお、金融機関が27日に休業の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替となります。

## 5. エリアサービス

事業者登録をした事業所以外(同一事業者の支店・営業所等)でも、支店・営業所等の情報をJIOに登録することで、保険のお申込みや商品・サービスのご利用ができます。

## 6. 登録・更新の欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、事業者登録・更新のお申込みをお受けできません。

- ① 宅建業法により免許を取り消された者、またはその者でその取消日から2年を経過しない者
- ② 宅建業法により営業の停止もしくは禁止を命じられ、その期間が経過しない者
- ③ 宅建業法その他の法令または条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団体関係者およびその他反社会的勢力者

## 7. 登録内容の変更

次のような場合は、登録内容の変更手続きが必要です。

- ・ 事業者名、代表者名、住所、TEL、FAX、預金口座、預金者名の変更
- ・ 宅建業免許の変更・更新・廃業・失効

※退会等で登録期間が終了した後であっても、保険期間内であれば、変更手続きが必要です。

## 8. 事業者登録の解除

登録解除を希望する場合は、JIO所定の書面にてお申出ください。

※登録期間内であっても、登録(更新)料の返還は行いません。

## 9. 保険料の割引

- ・ 登録初年度の保険契約戸数\*の予定が50戸以上の事業者は、登録初年度の保険料に割引が適用されます。登録時にJIO所定の書面にてお申し込みが必要です。

- ・ 次年度以降の保険料は、前年度の保険契約戸数\*の実績により割引が適用されます。

\*『JIO既存住宅かし保険(宅建業者用)』および『JIO中古マンション戸単位売買かし保険(宅建業者用)』の保険証券発行件数

※『JIO既存住宅かし保証保険(個人間用・仲介事業者コース)』・『JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険(個人間用・仲介事業者コース)』には、保険料の割引はありません。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
株式会社 日本住宅保証検査機構

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6ランディック神田ビル4F  
TEL:03-6859-4800(代表)

ST1010-05 (2018.03)